東京都環境審議会企画政策部会 (第5回)

平成15年7月28日(月)

東京都環境局

【神野部会長】 それでは、ただいまから東京都の環境審議会企画政策部会を開会したいと思います。本日は第5回目になります。委員の皆様方には、ご多用のみぎりご臨席を賜りまして、本当にありがとうございます。

審議に先立ちまして、事務局の方から確認事項をお願いしたいと思いますので、よ るしくお願いします。

【山内企画調整課長】 本日の出席についてご確認させていただきます。

ただいまご出席の委員の方は 10 名で、部会委員総数 16 名の過半数に達しておりますので、審議会規則による定足数を満たしていることをご報告いたします。

以上です。

【神野部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、お手元に本日の議事次第が行っているかと思いますが、ごらんいただければと思います。本日は、皆様から前回ご意見を出していただきました事柄を参考にしながら、事務局の方から「制度案骨子 - 削減目標設定の考え方について」ご審議をしていただきたいと思っております。

その前に、今後の審議の進め方について整理をしたいと思います。まず、大規模事業所と新築建築物にかかわる挑戦1と2については、当初、5月から3回の予定で審議をしていただくということになっておりましたので、本日が3回目でございます。予定の3回で終わるかどうかということでございますが、さらに議論を深めていくという必要がある場合には、本日の皆様方の審議をしていただく状況を踏まえながら、追加が必要であれば追加をさせていただくということで進めたいと考えております。

それから前回、委員の皆様方、特に経済界からご参加していただいております委員の方々から、経済界の方々を交えた懇談会を、というお話がございましたので、これにつきましても、審議会とは別に、少しフランクに意見を言っていただくような場として懇談会の開催を、公式な審議会としてではなく、非公式な集まりとして開催をしたいと考えております。この点にもご承認をいただければと思っております。

それでは、本日の議事であります「制度案骨子 - 削減目標設定の考え方について」 ということの審議を始めたいと思いますので、資料につきまして事務局からご説明を お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【保坂副参事】 今回は、大規模事業所に対して設定する削減目標設定の考え方につ

いて、事務局の案をご説明させていただきます。

資料1をごらんいただきたいと存じます。これまでの部会でもご説明してまいりましたように、新しい制度は、東京における「2つの温暖化」を阻止するため、事業活動を省エネルギー型に転換し、環境配慮が内在化された持続可能な都市を構築することを基本理念としております。また、そのためのスタンダードとなり得る政策を構築し、今後の都市のあるべき姿を世界にアピールすることで、省エネルギー対策などの環境改善の投資を誘発し、経済の活性化を図ることも大きな理念の1つです。

そこで、削減目標設定の基本方針ですが、まず、一定量以上の二酸化炭素を排出する事業所に対し、二酸化炭素の総量削減対策を求めます。その際、二酸化炭素の排出削減の義務づけをするに当たって、二酸化炭素の排出量に応じた応分の負担を求めるような削減目標の設定を行うことを基本としたいと考えております。また、省エネルギー化に成果を上げてきた事業所の取組を評価し、また、過大なコストが生じないような制度といたしたいと考えております。

次の3の削減目標設定の基本的考え方ですが、まず、原則として削減目標の設定は、一定割合の総量の削減を求めるものといたしたいと考えております。つまり、総量の削減率を設定することにより、二酸化炭素の排出量が大きく環境負荷の大きい事業所ほど、それに応じて求められる削減量を大きくすることができます。また、排出削減の基準となる排出量は、新制度の開始時あたりをベースとして、目標年までの一定期間での排出削減を求めます。削減目標は、都環境基本計画に定める 1990 年度比の6%削減という行政目標だけから単純に設定するような方法、すなわちその6%を部門ごとに割り振って設定するというようなマクロからのアプローチの方法をとるのではなく、対象事業所の実態についての調査等から運用や設備面における個々の事業所の削減可能量の傾向を把握し、それを総量削減率の設定に勘案していくという、いわばミクロからのアプローチをとることによって設定するものといたしたいと考えております。

今、対象事業所の実態調査から削減可能量の傾向を把握するということをお話しい たしましたが、ここでいったん資料1から離れまして、現在までに実施した実態調査 の結果を先にご説明しておきたいと思います。

資料2をごらんいただきたいと存じます。この調査は、現行制度の対象事業所などの大規模事業所について、温暖化対策の取組をどのような観点で評価できるかを検討

するため、エネルギー使用の現状、これまでの取組、今後の削減余地などをサンプル調査したものです。調査件数は業務部門約 100 事業所、産業部門約 20 事業所の合計約 120 事業所で、データの提出やヒアリングなどによってその事業所のエネルギー使用の実態などを運用及び設備の両面から具体的に把握いたしました。

左にある図は、業務部門において建物の用途ごとに床面積とエネルギー消費量との関係をプロットしたものです。事務所が 、百貨店が 、ホテルが ですが、これらについては、左下から右上への傾きを見たときに、ある程度の幅の中におさまっていることが傾向として出てまいりました。事業所などについては、電算機を多く使用している事業所などを除いては、空調や照明など、エネルギー使用や設備などの形態が類似しており、同じような用途では、ある程度類型化が可能ではないかと考えられます。

次に、これまでの省エネルギーの取組についてですが、業務部門においては、省エネルギーの取組努力の成果により、エネルギー消費が抑えられている例が見られました。左下に運用面と設備面に分けてそれらの取組例をお示ししてございます。

産業部門については、今回は第1種エネルギー管理指定工場を中心に調査したこともあり、1990年からの二酸化炭素の排出量を調べております。その結果、今回の調査では約半数の事業所が6%以上の排出削減となっておりました。この中には、生産量を増加しても排出総量を削減している事業所も見られましたが、一方で、生産量の減少により排出量が減少している事業所もありました。

そして、産業部門における特徴ですが、個々の工場や事業所においては、エネルギー消費の形態が異なっておりました。これは、工場におけるエネルギー消費の約9割が生産工程に関するものとなっておりまして、その生産工程は生産物や使っている機器の違いでさまざまであることから、工場ごとにエネルギー消費の形態の違いがあらわれているものと考えられます。

さらに、二酸化炭素排出量に影響する要因が工場や事業所でさまざまでありました。 24 時間稼働する必要のある「固定的」エネルギー消費があるような工場もあれば、製品の多品種少量生産により、生産ラインの切りかえがエネルギー消費に影響しているケース、温暖化対策以外の環境対策により、エネルギー消費が増大しているケースなどがありました。ここの部分については、さらに精査が必要と考えております。

次に、今後の取組の余地を調べた結果ですが、これは今後どれだけエネルギー消費

の削減ができるかについて、対象事業所での傾向を把握するため、一般に採用されている省エネ対策が実施されているかどうかを調査し、不十分な取組について、今後の削減可能量を算出したものです。各事業所の現在のエネルギー消費量に占める削減可能量の程度を「削減可能率」という言葉で表現しております。この算出方法につきましては、別紙の参考資料2に概要をお示ししておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

運用対策による削減可能率と設備導入による削減可能率について、それぞれごらんの分布のような結果となりました。現行制度における任意の削減目標では、3年間で平均が約2%でしたが、このように実際に削減可能率を検討してみますと、もう少し削減余地がありそうだと思われます。このようなデータからも、自主的な取組だけに依存するのではなく、もう一歩踏み込んだ総量削減のための制度が必要ということが裏づけられると考えております。

これまではサンプル調査という形で限られた数の事業所に対する調査でしたが、今後、業務、産学ともに対象をほぼカバーできるよう拡大していきたいと考えております。

それでは、資料1に戻っていただきたいと存じます。今までご説明したことなどを総合的に検討いたしまして、事務局の方でまとめた削減目標設定の基本的な考え方の案としては、左の枠で囲った内容でいかがかと考えております。すなわち、まず、排出削減を求める対策の内容は、多くの事業所における実現可能性という観点から、コスト負担の少ない運用対策の工夫・強化や、数カ年でコスト回収の可能な設備導入などを実施していただくことを基本に考えます。つまり、コスト負担が過大とならない程度の削減対策を求めるという観点で削減目標を設定することを考えます。

実態調査で見てきましたように、オフィスなど建物の用途によってエネルギー使用 や削減対策などで類型化が可能な場合があります。この場合は、多くの事業所が削減 可能な削減率の水準を考慮して、削減目標としては用途ごとに一定の総量削減率を設 定することが適切ではないかと考えております。

これに対しまして、エネルギー使用の形態が特殊であるなどの理由で用途ごとの削減目標が設定できない場合には、事業所の個別の削減可能量から必要な運用対策や設備導入をしているか否かなどの一定の判断基準に基づきまして、その事業所の削減目標を設定していく必要があると考えております。

ただし、一定割合の排出削減を求めた場合、過去に省エネ努力を行っていて、削減の余地が非常に少なくなっている事業所ほど目標達成が困難になってまいります。そのため、個々の事業者に削減目標を適用する際は、現在までに達成した水準や過去の取組などによる省エネルギーの成果が適切に評価されるよう、削減目標に対して何らかの措置をとることが必要であると考えられます。

さらに、右の欄に具体的な削減目標の設定方法について、事業所の特徴に応じて 2 つの方法に分けてお示ししております。

業務部門のオフィスなど、用途ごとの類型化が可能な事業所には、先ほどもお話ししたように、対象事業所の削減可能量の傾向を把握し、用途ごとに削減目標を一定の総量削減率として設定することがよいのではと考えております。このとき、これまでの省エネルギーの取組などにより、既に排出水準が非常に低くなっている場合や、削減に取り組む余地が非常に少ない事業所については、都が認めた場合、削減目標について例外措置をとることを検討したいと考えております。

例外を考える1つの水準としては、取組のすぐれた事業所の原単位の水準、すなわち床面積当たりの二酸化炭素排出量の水準があります。1つの考え方として、この目標の原単位の水準に達すれば、以降、その水準を維持すればよいとすることが考えられます。もう一つは、運用や数年でコスト回収可能な設備導入での取組余地が、もう全くと言っていいほど残っていないという状況にある場合、その証明ができれば、以降、その水準を維持することでよいとすることも考えられます。

以上のことをもう少しイメージでわかりやすくしたもので、参考資料1をお開きください。これは横軸に床面積当たりの原単位をとり、縦軸に削減可能率をとったものです。各事業所のデータは、この図の中のさまざまなところに分布いたします。図の中の横線は、削減目標として一定の削減率を設定したときのラインで、これよりも上のところに入る事業所は、目標の削減率よりも削減の余地があることとなります。

ここで、取組のすぐれた事業所の原単位として、図の縦線のように目標の原単位のラインを設定した場合、Dのゾーンに入る事業所は過去の取組の努力などにより、削減余地も少なく、原単位も目標を下回っているという極めて優秀な事業所ということになります。このDゾーンに入っていれば削減義務を免除するという措置も考えられます。これに対して、Aゾーンの事業所に対しては、一定の削減率で設定された排出削減を求めることになります。先ほど例外措置を検討しようと考えているとお話しし

たゾーンは、BとCのところです。目標原単位という水準で考える例外措置は、Bゾーンの事業所に対する検討、また、削減余地が極めて少ないということで考える例外措置はCゾーンの事業所に対する検討ということになります。

また資料1にお戻りください。右下の欄は、エネルギー使用の形態が特殊であるなど、用途ごとの方法のような目標設定ができない場合の削減目標の設定方法を示したものです。この場合も、一定の判断基準のもとに運用や数年でコスト回収可能な設備導入での取組余地を導き出すという方法をとることで、結果的に削減目標に過去の取組が反映できるものと考えております。

最後に、今後の進め方ですが、実態調査について、業務、産学ともにほぼ対象をすべてカバーするように拡大し、さらに全体像を把握して削減目標の設定のためのデータを蓄積していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

【神野部会長】 どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただきました案、それから実態調査などについて、これをもとに委員の皆様からご質問、ご意見などを伺うことになるわけですが、きょう、3名の委員の方々がご都合で欠席されていらっしゃいます。それで、お手元に3名の委員からご提出いただきましたご意見の資料がいっているかと思いますので、ご確認をいただければと思います。資料が欠席される委員のところに行くのがやや遅かったものですので、欠席された委員会の方々には、時間的な余裕のないところでごらんいただいてご意見をまとめていただいたところでございますが、これにつきまして、事務局の方からこの概要を説明していただければと思います。皆様方の方には、お手元の資料にお目通しいただきながら説明をお聞きいただければと存じます。

では、よろしくお願いいたします。

【保坂副参事】 それでは、私の方からご紹介させていただきます。

まず、飯田委員からのご意見でございます。

まず、1番目としまして、「制度実現の基本的な考え方について」でございますが、 東京都自身を持続可能な都市の方向に向けた転換への第一歩とするとともに、国の制 度実現に寄与するということを目的としていることから、3点を重視することを提案 したいということでございます。

第1に、不確実な要素が多分にあったとしても、制度の実現・実施を優先するとい

うこと。第2に、できるだけ検証とデータの公表を行うこと。それから、第3に、制度見直しを柔軟に行うことということで、この場合は個別の緩和措置など、「甘く」するという意味ではないということでございます。

2番として、削減目標設定の考え方ですが、事業所ごとに基準年をベースラインとして一定の期間に一律の削減率を目標として設定することが、最も現実的な削減目標であると考えるということです。ただし、第1に、過去に省エネの努力をした事業所などの不公平を修正するために、目標年時点での基準排出目標を業態・業種ごとに示して、それに達した事業所はそれ以上の削減義務は負わないこととする。また、逆に著しく排出量の多い非効率な事業所を想定して、基準排出限界を業態・業種ごとに示して、それに達しない場合には目標となる削減率を達したとしても、さらに基準排出限界を下回るまでは削減義務を負うこととした方がいいというご意見です。

第2に、どうしても一律の削減率及び基準排出限界を達成できない事業所に対しては、一定の条件のもとで特例措置を認めること。この一定の条件とは、東京都及び第三者機関による詳細な監査、代替削減手段可能性の精査、目標年以降の削減目標の検討、当該業種の適切な削減目標の精査などが考えられるというご意見でございます。

3番として、削減義務対象に入らない事業所、家庭部門についても、補完的な措置を講ずるべきだということで、その補完的な措置の中では、エネルギー転換部門のグリーン化が最も望ましいとされております。削減義務対象者は、エネルギーを需要の一定割合を自然エネルギー証書で調達することを義務づけるというもので、運用としてはエネルギー供給者が一括して東京都に証明を提出することになるというご意見でございます。

4番として、削減の達成方法及びその検証方法についてでございますが、達成した 削減量の評価では、正味の省エネ分に限ることを制度では明記すべきというご意見で ございます。一定程度の効率を持つコージェネの普及が削減されることがないよう、 精査と慎重な制度設計が必要であるということ。それからまた、企業による温室効果 ガスの排出を反映しているかを確認するため、第三者機関による検証を受けることが 望ましいとされておられます。

次に、松本委員からのご意見ですが、1番として、製造業についてのご意見ですが、1つ目は、省エネ法に基づき毎年エネルギー効率を1%改善することが定められていますが、東京都で実施状況を把握して、確実に達成させるとともに、結果を公表すべ

きだというご意見でございます。

2つ目に、東京都でこのような原単位目標を義務化する際には、毎年1%の改善目標より緩やかな目標は不適切だと考えるということです。

3つ目に、中規模事業所、これは第二種のことですが、記帳義務は既に生じているので、データがないということはないと思われると。

4つ目に、通勤用などの自動車利用に要するエネルギー起源の二酸化炭素については、可能な限り含めることが望ましいと思われます、ということが最初のご意見です。また、2番として業務についてですが、1つ目に、業務部門で省エネの対象となるのは、巨大な事業所に限られるので、対象となる規模を下げる必要があるということ。2つ目に、これも自動車利用を含めることが望ましいということです。

それから、3つ目に、新築ビルの場合、建設業者に対して使用後も省エネ性能の保証をさせ、通常の使い方をしているのに、後日省エネ基準を満たさなくなった場合、建物の所有者が建築業者に責任をとらせるという方法も考えられるというご提案です。

それから、4つ目に、所有者とテナントが共同して対策に取り組むことについては 賛成ということで、中古ビルのうち、このような所有者と使用者が異なる場合、それ から住宅賃貸借業に関しては、省エネ基準の達成のための措置は、基本的に建物の持 ち主に求めるべきだというご意見です。それから、マンションの場合は、これは建築 事業者に義務を守らせることが大変重要だということです。

それから、3番として、建築物のラベリングによるランクづけのご提案でございますが、これは建築物に対してもきめ細かいランクづけを適用してはいかがでしょうかというご提案で、ラベリングによる対処は、大口ビルだけではなく、1つ1つの削減可能性を都が独自に判断することがかなり難しいと思われる小規模ビルについても、ある程度の効果が認められるのではないかというお考えでございます。

それから、最後に4番として、フロンなどの3ガスについてでございますが、不必要な用途の拡大と需要の増大を回避し、自然冷媒など、いわゆる「ノンフロン」技術への移行を促すために、東京都が事業所に対して回収に追加的な明確な政策を打ち出すことが必要だというご意見です。この3つのグループのガスは、二酸化炭素と同じバスケットに入れず、「3ガス」として、あるいは3つそれぞれ単独で規制などの対策の対象とした方がよいのではないかというご意見でございます。

最後に森田委員からのご意見ですが、1番目としまして、事務局より提案のあった

削減目標の設定の考え方は、新しい時代に適合した合理的なものであるとされた上で、削減目標の設定の考え方は、総量による削減と原単位などによる削減を併用する「デュアル・スタンダード方式」を採用したこと、それから、事業所の過去の省エネ努力を実態に則して反映する「個別エフォート・アカウント方式」を併用したことに大きな特徴があるとされています。経済と環境の両立を図り、また、企業や消費者の自主的な行動を奨励するという新しい時代の要請に適合したものであり、合理的なものであるとされております。

それから、2番目に、グローバル・スタンダードとしての方向に展開する必要があり、削減目標の設定には事業者、都民、行政の高い志が求められるということで、東京の試みがグローバル・スタンダードとして展開されることが重要とのことから、事業者と行政が一緒にベスト・プラクティスを学習し、事業者から自主的な省エネ対策や代償措置の提案を奨励し、さらには省エネ機器メーカーや都民を巻き込んだ対話により、新しい市場開拓の戦略を見出すなど、世界に通用するスタンダードを発進すべきであるというご意見です。

最後に3番目として、提案された目標設定の考え方は、今までの都の環境行政の実績を勘案すれば、適切に実施されうるものであるとされております。工場や事業所の環境対策について、現場と行政との対話のネットワークを既に東京都は築いていて、これらのネットワークを活用すれば現場の実情を反映した新しい目標設定は十分に可能だというご意見です。さらに、事業者の新しい提案やビジネスへの展開の可能性、さらにはグローバル・スタンダードへの展開などを検討する体制づくりが望まれるとされてございます。

以上でございます。

【神野部会長】 どうもありがとうございました。

3 名の委員の方々はきょうおいでではありませんけれども、大変密度の濃い意見書をお出しいただいたと感謝いたしたいと思います。

それでは、本日の議題に入ってまいりますが、先ほど事務局の方から説明をしていただきました資料につきまして、委員の皆様方からご質問、ご意見をいただければと思います。どなたからでも結構でございますが、いかがでございましょうか。ご質問から入っていただいても構いません。

【平井委員】 資料について、3つほど気になった点を述べさせていただきます。

最初は、資料1の左側の3の四角の2つ目の3行目あたりに、「コスト負担が過大とならない程度の削減対策を求める観点から」となって、その次に類型化をベースとした一定の総量削減率設定とつながっていますが、コスト負担を過大にしないということと類型化方式が論理的につながるのか疑問に感じています。ここでいうコスト負担とは、全体の趣旨からすれば、対象の事業者や事業所にとってのコスト負担と思われますが、そういう対象者にとってのコスト負担が過大にならないようにということが、類型化を呼び込むことになるという論理的なつながりがよくわからないというのが1点です。

それから、右側の方で、オフィス等につきましては、非常に頑張っているところは、 その実績に応じた例外措置として、以降、その水準を維持すればよいということもあ り得るべしと書いてありますけれども、産業用の工場等につきましては、例外措置と して、以降その水準を維持すればよいという現状容認という取扱いがあるということ は明確に書かれていないのですが、差があるのかどうか気になったところです。

それから3つ目は、資料2に移りまして、左側にグラフがあって、実態調査を120件程度され、ここから業務部門の類型化を導き出されておられると思うのですが、規模を見ますと、このサンプル120例というか、実際には業務部門は100例ほどですが、床面積で5万以上ぐらいのところが大部分と言っていいかと思うのです。今回、我々が議論している新しい制度は、対象の床面積を1万㎡以上にしていると思いますが、1万から5万の間のサンプル数が、多くないことが気になるところでして、規模の小さなサンプルが必ずしも十分に量が備わっていない実態調査を踏まえて、1万以上を対象とした新たな制度の削減率を類型化で決めてしまっていいのかと気になっております。

【神野部会長】 最後のご質問は、やや最初のご質問と関連するかもしれませんけれ ども、3点ご質問をいただきましたので、事務局の方からお願いできますか。

【保坂副参事】 確かに用途ごとに類型化できるという話と、それからコスト負担が過大とならない程度の削減対策を求めるという観点は同じ話ではありません。まず、用途ごとに類型化ができるかどうかということですが、これは今回、事務所だとかほかの用途について調べた結果、エネルギー使用の形態だとか、それからエネルギー消費の機器の形態だとかが非常に類似しているということから、用途ごとに類型化が可能ではないかと考えているわけです。

削減率の設定の考え方ですが、この場合は、コスト負担が過大とならない程度の削減対策を求めるということで、運用だとか、それから数年でコスト回収が可能な設備導入などによって削減可能量というのを傾向として割り出して、そこから一定の削減率を設定しようという考え方でございます。

それから、資料1の右の個々の事業所の削減可能量から削減目標を設定する場合のことでございますが、これは、その削減目標を設定するときに、削減の余地が少ない場合については、その余地を一定の判断基準から割り出して削減目標の値を設定するわけです。ですから、その削減目標が達成できれば、いわば上のように一定レベルに達した、もう余地が全くないというレベルに達したということで、その水準を維持すればよいという意味と全く同じでございます。

それから、実態調査の方ですけれども、確かに今回、どちらかというと大規模の事業所を中心にサンプル調査をいたしております。やはりご指摘のように、もう少し床面積の少ないところ、それから、逆に多いところもまだまだ実態調査をする必要があると思っておりまして、この点、対象事業所をほぼカバーできるように、今後調査を拡大していきたいと思っております。

【平井委員】 すみません、2番目に質問をさせていただいた産業用の工場等については、頑張っているところは現状容認があり得るということでよろしいですね。

【保坂副参事】 はい、そのとおりでございます。

【神野部会長】 そのほかいかがでございましょうか。

はい、どうぞ。小早川先生どうぞ。

【小早川委員】 これまで必ずしも出席率がよくないものですから、いろいろな議論 についていけていないところがあるかと思いますので、何だ今さらということであれ ばあらかじめおわび申し上げますが、1つは、資料1の設定の考え方でも、用途ごと という概念が出てきますが、これは事務所、百貨店、ホテル、病院、学校というレベルの話なのか、もっと細かい用途の区分をするということなのか、そこのところを教えていただきたいということが1つです。

それから、もう一つは、きょうのペーパーは、これは削減目標の設定の考え方、目標の立て方に対象を絞っているわけですが、その中で、やはりこの参考資料1の区分なんかも見て考えますと、削減可能率が低い例えばCですね、Cあたりの業種というのは、これは確かに削減できないものを削減せよということで規制をかけることはで

きないわけですが、ただ、それでも大きな原単位が発生しているといいますか、あるいは、逆に言えば環境容量をくっているということは間違いないわけで、ですから、この辺の規制についての強さ、弱さを操作するということは、それはそれでいいのですが、やはりより広く考えた場合に、これで全部公平なんだろうかということは気になるわけでして、環境容量をくっていかざるを得ない業種について、何らかの負担を求めるということ、あるいは、そういう業種の中でも個別に頑張っておられるところについては、何らかのクレジットを与えるというようなことですね。その辺の経済的な調整ということを、考えておられるのかと思いますが、全体としてはその辺を全部視野にいれて絵を描いて説明することができるようにすることが、全体の制度の公平さを保つことになるのではないかという気がするわけです。そんなことはもうとっくに考えているとおっしゃられるかもしれませんが、その辺のご説明をいただきたい。

【神野部会長】 2点、いかがですか。

【保坂副参事】 現在のところでは、先ほどお話ししたオフィス、事務所ですね、それから百貨店とかホテルとか、そういう割と大きな括り方での用途を考えております。ただ、例えば事務所におきましては、今までの実態調査でも電算センターを含む事業所については、これは原単位が大きなものになっているということがあって、これは別途類型化しないといけないのではと考えておりまして、今後、全事業所をカバーできるような実態調査の中で、なるべく細分化は避けたい方向ですけれども、やはり必要があれば類型化を細かくとっていくということが今後の実態調査で出てくると思っております。

それから、2番目の原単位がやはり高いところでは、ある程度の環境容量を持っているので、何らかの負担を措置すべき、それを考慮すべきではないかというお話です。 私どもも環境負荷を考えた公平性ということを考えるべきではないかということで検討しておりました。

それを検討するに当たっては、やはりこういったCの右にあるような事業所、原単位が大きいにもかかわらず、もうほとんど削減余地が少ないと、こういった場合、もし、今まで努力してそこまで達している、その結果、削減余地がもうなくなっているとすれば、さらに過大なコスト負担をかけるということが、果たしてそういうコストの観点で公平性に値するかどうかということも検討いたしました。その結果、過大なコスト負担はないように考えていくということが目標の設定の仕方として望ましいの

ではないか。多くの事業所が達成可能なラインとして一定の削減率で目標設定することが、どちらかというと望ましいのではないかという考え方を事務局の案としてございます。

【神野部会長】 よろしいですか。用途のところもよろしいですか。趣旨は、例えば百貨店などはかなり業種概念に近くなってしまい、配送センターみたいなのは、ちょっと店舗みたいなところで使用しているのとは違うのではないかとか、そういうご趣旨ですよね、どちらに力点を置くか。

【小早川委員】 そういうことです。

【神野部会長】 そこは、今のところどういう感じになりますか。用途というと、例えば店舗とか、事務室の事務所とか、工場とか、そういう用途になりますよね、概念的にいうと。とはいえ、事業所ごとにやらざるを得ないというところが、事業所というか、企業ごとで業種別という概念を入れておかなければいけないことになるかどうかなんだと思いますが。

【保坂副参事】 工場などの場合は、同一の敷地の中でどういう生産活動をしているかという見方になるかと思うのですが、事務所だとかホテルだとか、これは同一の建物でもって対象を見ますので、その対象となる建物が主としてどういう用途で使われているかという観点でこの用途の類型化をしていくということでございます。

【神野部会長】 よろしいでしょうか。

【大塚委員】 今の小早川委員がご質問なさったことは、私もちょっと気になることなんですけれども、参考資料1の削減可能率というのがどういう意味かということと関係すると思いますが、小早川委員が先ほどご質問なさったのは、業種によってはこれ以上CO2がなかなか減らないような業種で環境容量をくっている場合の話で、お答えになったのは、何か過去に努力をしているから削減可能率が減っている場合についてお答えになったと思いますので、ちょっとご質問の趣旨とお答えが少しずれたと思うんですが、その削減可能率というのは、過去の努力によって削減可能になった場合だけを考えてこの言葉をお使いになっているのかどうか、ちょっとその辺をお伺いしたいんですが。

【保坂副参事】 この実態調査を行っているときに、ヒアリングでもってどの程度の 取組をしているかということに基づいて、今後削減可能率がどれだけあるかという出 し方をしております。ですから、1つ1つの省エネ対策において求めてきた削減可能 率というのは、やはり今までの取組がいいほど残っている余地がないという、そういう関係にございますので、ここでいっているCのゾーンというのは、過去にも取組を既にしているところというふうに調査から出てまいります。

【大塚委員】 しかし、この業種で構造的にCO2が減らないという業種があると思います。そういうのは過去の努力と関係なしに削減可能率が低いという場合があると思うのですけれども、そういう点については何かお考えになっていないんでしょうか。 【保坂副参事】 もし、例えば工場などでもって過去に努力をかなりしていても、原単位的には高いというようなことがある場合がありますが、これについては、やはり基本的には過去の努力を反映させて、今後どれだけの削減可能量があるかということでそれぞれの事業所について見ていくことによって、ひいては公平な見方ができるのではないかと考えます。あまり今の現状の原単位が高いからといって、もう余地が少ないものについて過大な負担をかけるということは、かえって公平性の考え方からちょっとずれてくるのではないかという整理をしております。

【梶原企画担当部長】 補足をさせていただきますが、今、大塚委員の方からお話が ございましたように、これはコストをかけていただくという場合のバランスの問題が あろうかと思います。今回、実は私どもも今日のいただいたメモの中で、飯田委員からご指摘がありましたような限界原単位の考え方という考え方も、1つバランス論としてはあり得るのかなというふうにも思っております。ただ、これもあくまでもやは り先ほど来事務局から申し上げておりますとおり、コスト負担がどこまで可能なのかというあたりのバランスの問題であろうかと思いますので、その辺はよく見きわめた上で、個々の実態調査を踏まえた上でどこまで可能なのかというのはやはり考えていかなければいけないと思います。単にコストがある程度かかるからあきらめてしまうということではなくて、その辺、よく個別にお聞きしながら十分精査していきたいと思っておるところでございます。

それから、先ほどから用途ごとのお話ございましたが、これも部会長がご指摘のように、同じデパートの中でも、例えば建物によって配送センターと普通のデパートそのものとは、かなり機能的に排出状況も違いますので、その辺、逆に細かく分け過ぎてしまうと、実際の応用編の方で非常にかえって制度として複雑になり過ぎてしまうという懸念もございますので、どこまで分けてやるのがバランスとして正しいかというところの話は、やはりこれも実務的にかなり詰めた上で、より細かく分けていくの

が可能ならば、その方がより削減の量が稼げるということでしたら、分けて考えてい くという方法もあろうかと思います。

【神野部会長】 よろしいですか。

では、村上委員どうぞ、お待たせしました。

【村上委員】 基本的には大変結構なご提案であるかと思いますが、参考資料1に関しましてちょっと教えていただきたいと思います。縦軸の目標原単位に関する質問でございますが、これより下にあるBとDには新たな努力義務を求めないというふうに理解してよろしいのでしょうか。もう一つは、この目標原単位をどのように定めるのか、お考えがございましたらご説明ください。目標原単位より下のところのDが一番すばらしいというようなご発言で、Bに関してはあまりご発言がなかったものでございますから質問しております。

【保坂副参事】 Bのところは、やはり削減可能率そのものは、ある程度まだ余地が残っているわけです。しかし、目標原単位は低いということで、いろいろこれについての取り扱いは考えられると思います。原単位が低いのだから義務は課さないというやり方もあるでしょうし、また、可能率がそれなりにあれば、同じように削減することを求めるということもあります。ですから、この辺はもう少し検討の余地があろうかと思っております。

それから、この目標原単位の設定の仕方ですが、いろいろな方向からこの原単位というのは考える必要があると思っておりまして、1つには、実態の調査のところから標準的に取組がすぐれているところ、例えば空室率が大きくて、見かけ上は、原単位が低くなっているところ、これは補正をするようなことが必要だと思いますが、標準的に原単位が低く、取組がすぐれているようなところ。それから、さまざまな団体で既に原単位の調査がなされておりますので、そういったことを参考に設定していく。それから、建物の設計段階での原単位、これを参考にしていく。いろいろな角度から目標の原単位というのは設定していくというふうに考えております。

【村上委員】 Bには場合によっては努力義務を課すかもしれないというご説明ですが、この点は、私には理解できません。あくまでも目標原単位を判断基準とすべきで、それより下であるのに、どういう理由でさらに努力義務を課すという考え方が出てくるのか理解できません。

【保坂副参事】 まだまだやはり余地があればそれなりに努力をしていただくという

意味合いで、そういう義務を課すということも1つには考えられるのではないかということなので、おっしゃるように、原単位が低ければ、もうクリアしているという考え方も一方ではあります。

【神野部会長】 よろしいですか。

【初鹿委員】 資料2の左側にあるエネルギー使用の現状の散布図ですが、これは一見非常にきれいに整理されているように見えます。我々は経験的にいろいろなデータを見ていますが、こんなきれいな図は初めてであり、そういう意味で、この実態がどのぐらい正しいのか、対象となる事業所が、数千ある中、100 幾つかのサンプルをとっただけで母集団を満足していると言えるのか、若干、疑問に感じます。私の記憶では、床面積当たりであれ用途別であれ、かなりばらつきがあり整理がつかないというのが実態であったかと思います。

また、確かマンションも対象になると前回説明があったかと思いますが、マンションデータはどういう形になっているのか、教えていただければと思います。

それから、縦軸がエネルギー消費量となっていますが、課題はCO2のはずですから、この縦軸をCO2にしてみるとどういう散布図になるかを教えていただきたいと思います。よく見ると、同じ規模の事務所であっても縦方向にかなりばらついており、この幅をどう考えるのか。先ほど村上委員からもご質問がありましたが、規制の考え方にも絡む問題なので、慎重に見ていくべきだと思います。

2点目ですが、右側の4の今後の取組の余地の項に、削減可能率のデータが2つ、 運用面と設備導入面のデータがありますが、この評価はどのようにされたのでしょう か。従来の企業へのアンケート調査では、2%ぐらいが限界との結果だったと聞いて います。しかし、このデータを見れば、10%、あるいは10%を超える削減が可能とい うことになります。しかも、運用だけでも可能になるという結果が出ています。設備 導入すれば、さらにモードが12.5から15%ぐらいまで上がるという結果です。この 評価は、具体的な可能性、実効性を伴う削減が可能であるという観点からの評価なの でしょうか。また、専門家による診断評価を含めてされたのでしょうか。このデータ はかなり意味があるので、背景を教えていただきたいと思います。

【神野部会長】 調査について2点ですが、ご説明いただけますでしょうか。

【保坂副参事】 まず、床面積とエネルギー消費量の関係のプロットでございますが、 やはり母集団がどれだけの範囲のものかということでばらつきの状況というのは変わ ってくるだろうと思います。今回の場合、東京にある大規模な事業所であるということが割と使用の形態だとか機器の形態だとかが類似してきて、それでこのように関係が出てきているのではないかと考えられます。お手元のところに、省エネルギーセンターが「ビルの省エネガイドブック」というのを出されておりまして、そこのところに7番ということで「ビル用途別エネルギー消費量」というプロットがありますが、これでも割と相関関係が庁舎だとか事務所ビルだとかホテルなどであるようなグラフがございまして、そういった過去のデータとも突き合わせてみて、こういう関係が出てくるのはそれほど問題ではないと私どもは認識しております。

それから、先ほどマンションのお話がございましたが、マンションの扱いについては、挑戦2に相当します都市環境計画書制度の方に対しては対象というふうに考えておりますが、挑戦1の今回の制度の方については、これはいわば家庭部門の対策に該当するところになってまいりますので、マンションについては、対象外と考えております。

それから、削減可能率の算出でございますが、この算出に当たりましては、やはりいろいろな専門家の方からお話を聞きながら出しているものでございますが、それぞれの省エネルギーの対策について、これから最大限取り組んだ場合に、どれだけの省エネの程度になるかということを既存資料などに基づいて、運用面、それから設備面について個々に割り出しまして、そこから今度はヒアリング調査で、その事業所での取組がどの程度になっているかということから個々の省エネ対策の削減可能量を出して、それを積算しているものです。参考資料の2のところにその流れをお示ししていますので、ごらんいただきたいと思います。

【神野部会長】 よろしいですか。追加ございましたら。

【初鹿委員】 サンプルが運用面だけでも足してみると百幾つかありますよね。全部の事業所についてエスコ事業のように、専門家の評価を1件1件されたということですか。

【保坂副参事】 全部の事業所に調査を行っているわけです。ただ、いわゆるエスコ事業のような形で、本当に細かな割り出しをするというよりかは、ここではあくまでもどれだけの事業所がどれだけの削減ができるかという大体の傾向をつかんで、そこから一定の削減率を出していくという、そういうことを考えてやっているものですので、エスコに相当するほどの細かな調査をしているわけではございません。

【神野部会長】 よろしいですか。

【初鹿委員】 多分アンケートによる調査ですよね。要は、今回の制度設計の審議にあたっては、ぜひ実態に則した形にしていただきたいと。制度設計だけ先行するのはいかがかなという感じがしておりましたので、確認をさせていただきました。

以上でございます。

【神野部会長】 それでは、どうぞ、西堤委員。

【西堤委員】 前回、お願いいたしました産業界からいろいろご意見を聞いていただきたいという件で、先般、事務局から経団連の方に第1弾として来ていただきまして、これまでの経緯等お話しいただきまして、それから、産業界の意見ということでお聞きいただきました。その内容を最初に簡単にご報告いたします。

いろいろ意見は出たのですが、大きなところでいきますと3点ぐらいあったかと思います。1つは、やはり経団連自主行動計画に参加している企業は、かなり自主的に排出削減に努力しておって、やはり突然の一律義務化というのは、何か困惑という、そういう印象が強かったです。それで、産業界の自主的取組をできるだけ評価願いたいというような意見、規制的措置、あるいは罰則というようなことはあまり適当ではないのではないか、これが1点です。

2点目ですが、今回の制度は、かなり幅広い業種を対象としておりますので、実態も企業とか事業所でかなりさまざまです。そういったようなことを踏まえまして、今回来ていただいたのですが、関係業界とか企業に十分説明いただくとともに、現場の実情を踏まえた意見とか課題を反映いただきたいと、それが2点目です。

3点目としまして、省エネの取組は、産業界もいろいろ工場・事業所で例がございますので、そういったノウハウも、これからご相談させていただいて、できれば活用していただくと、そういったようところが大きな意見ではないかと思います。

今回の件で、私の意見ですが、やはり目標原単位と目標削減率、この設定が絵で描くとすごく簡単なように描いてあるのですが、これが非常に難しいのではないかと、そういうふうに感じます。だから、こういう削減目標の設定に際しましては、やはりいろいろなことを勘案すると言っておられるのですが、本当に現実にどこまで反映できるかというのはかなり疑問ですので、これからもやはり一層正確な実態調査とか、あるいは関係業界の意見をよく聞いて反映いただきたいと思います。

それから、それに関連しまして、やはり業界から聞いていますと、どうしても連続

したデータというのがなかなかとりにくいというようなことがありますので、都のデータとそれから過去の事業者の有するデータ、そういったような情報も十分踏まえて、いろいろ調整した上でこういったような目標を設定する上の参考にしていただきたい、そういったようなことでございます。

以上です。

【神野部会長】 ありがとうございます。ご紹介していただいたことなどについてコメントがございましたら、事務局の方から。

【保坂副参事】 私どもの方も、本当に現実どういう状態にあるのかと、この実態調査が、今後、削減目標を設定していく上でキーになるものと考えております。ですから、実態調査のところでのデータなり、皆様からのいろいろ情報をお聞かせいただいて、今後の削減目標の設定に生かしていきたいと思っております。

【神野部会長】 ありがとうございます。

【福川委員】 基本的に正しい方向に向かっていると思いますし、これがちゃんと機能していくためには、やはりさらに一層データの収集と、それから、実際の運用を効率的かつ正確に行うための組織体制のようなものが重要になってくると思いますが、ちょっとその前提として、もし検討されていたら教えていただきたいのですが、先ほどこの措置の大前提として、6%削減目標といったようなものを業種ごとに割り振るといった、上からはめ込むのではなく、ミクロなアプローチで下からできる限りのことをやっていくのだというお話でした。それはそれ自体、賛成なんですけれども、一方で、あるマクロな目標に対して、今回の措置というのがどの程度マクロな目標を改善することになりそうなのか、かなり達さないのか、あるいはある程度いけると踏んでいらっしゃるのか、その辺の判断によってまた随分力の入れ方とか、あるいは設備の導入などについて、単に企業努力に期するのか、一層の補助金などを含めた、あるいは租税措置のようなものをとっていくのか、いろいろな判断につながってくると思うんですが、もしその辺の検討をある程度なさっていることがあったら教えていただきたいと思います。

【神野部会長】 サポート面はいかがですか。

【保坂副参事】 この制度の目的というのは、やはり都市の活動そのものを二酸化炭素の排出を少なくし、そして環境負荷の低いものに転換していくと。ひいては、持続可能な都市を構築するということですので、6%というのは1つの行政目標ではあり

ますけれども、そこからいろいろな対策が来るものではないと考えております。

今回、ミクロのアプローチによって産業系、あるいは業務系が、どれだけの対象事業所について排出削減に寄与するかということは、これは全体の実態調査を踏まえて、それで削減可能量というのを出してみて、それで一定の削減率を設定したときにどれだけの量になるかということを出していく必要がありますので、現段階ではまだどの程度になるかということはちょっとわからない状態ではあります。ただ、そこの部分だけではなくて、やはり対象事業所以外のところでの取組を促進していく対策もあわせてやる。また、家庭部門や運用部門についてもあわせてやるということで、全体的になるべく6%に近づくような、そういう施策を総合的に展開していきたいと思っております。

【神野部会長】 よろしいですか。ほかいかがですか。

【原委員】 2つ質問させていただきたいと思います。

1つは、ここに初鹿さんがいらっしゃいますが、やはり東京における最大の発生源は、これはエネルギー転換でありまして、東京ガス、あるいは東京電力というところが最大のポイントになってくると思います。今、都の説明を伺っていますと、どうも全体にビジネス・アズ・ユージュアルといいますか、技術のレベルとか精度というものを固定して、そこでどのぐらい減らせるかという議論をされているのではないか。東京電力の例えば火力発電の技術の刷新を考えますと、前回もちょっと触れましたが、この電気エネルギーへの転換率というのはかつて30%ぐらいで、あとは温排水で海に捨てていたわけですが、その後、排ガスの再循環利用装置を入れることによってこれが50%近くまで向上した。大幅な向上がイノベーションによって多分あるわけであります。そういう将来の技術の進展のぐあいというものをどういうふうに産業部門の方とお話になっているのか、あるいは展望を持っておられるのか、これが第1点であります。

それから、もう一つは、この制度の大目標というものが、環境配慮が内在化された 持続可能な都市を構築するというところにあるわけです。大変これは賛成でありまし て、ぜひこうしたいと思いますけれども、そうおっしゃる以上は、これから開発され てくる、あるいは現在開発がオン・ザ・ウェイである事業の方法に気をつけていただ きたい。例えば東京都に関連しますと、再開発事業がこれからも大きな規模で始まる わけですし、汐留などのところでは既に民間の開発が行われているわけです。ずっと 見ておりますと、例えば東京港の再開発で青海地区というところがございますね、船の科学館がある。あそこはかつて、いわばインターネットを導入した大規模な情報発信基地になるはずだった。それがそうならなかったわけですが、東京都はいろいろ苦労されてビルを建てましたけれども、なかなかテナントが入ってくれないという状況があるわけです。その経過で、真っ先にここからなくなっていった事業計画が、たしか私の記憶では地域冷暖房だったと思います。

本来、このCO2の問題というのは、コモンズを市場経済でどうするかということを議論しておるわけですから、技術の可能性を考えるときには、やはり公的な関与をどこまでするのか。そういう都市計画とも関連してくる大きな枠があって初めて持続可能な都市に環境配慮を内在化したということになるのではないか。それを個別のところに割り振って、削減率云々というところだけで議論しておりますと、非常に重要な、例えばマクロな意味での循環、その制度をどうつくっていくのかというところが全く見えなくなってしまう。そのあたりをひとつご配慮いただきたいと思います。以上です。

【神野部会長】 いかがですか。2つとも重要なご指摘だったと思いますが。

【保坂副参事】 技術のイノベーションについては、例えばこの削減目標の設定の考え方そのものは、なるべく低コストでやるということを考えているわけですが、ちょうど設備の更新時期に当たっている事業所さんが、割と長期のことを考慮した設備改修をされるときに、そのときに結構新しい技術を導入するということを全く妨げるものではありませんし、また、きょうはちょっと議論がなかなかできていませんが、そういう大きな削減につながれば、排出量も取引でもって売ることができるという、そういうインセンティブがとれるようになると考えております。

挑戦1の部分ではそういう形でイノベーションをどんどん促進していくことができると考えておりますし、また、挑戦2の方で新築の建築物に関しましては、新たな技術をどんどん取り入れていくということを促進して、それを市場の原理の中に取り込めるようにしていくという制度でございますので、そういった全体での制度でもって、かたや目標については低コストの考え方ではあっても、技術そのものはいろいろ革新的なものを導入できるような、そういう制度に構築していこうと考えております。

【梶原企画担当部長】 今の原委員からのご指摘、大変重要なご指摘ですので、1つ確認という意味で私どもの考え方をお話しておきたいのですが、先ほど来、いろいろ

目標原単位の設定ですとか目標削減率の設定のお話がございましたけれども、その際 も、我々としてはフィックスで原単位なり目標値を考えていくということではなくて、一定の技術水準が伸びてくる段階で、それらを取り込んだ形で常に見直していくという考え方をとりたいというふうに当然考えてございます。ですから、ある意味では 個々の調査の段階で最先端の技術水準ということをある程度意識しつつそういったお話を伺いながら、どこまで可能なのかというのを最先端の技術水準の中で定めていくという考え方をとりたいと考えておるところでございます。

実際に先ほどご指摘の中でエスコほど細かく打ち合わせをしていないのではないかというようなご指摘もございましたけれども、短期間でまとめた状況もございまして、十分でない側面もございますけれども、私どもとしましては、すでに温暖化計画書の中でいろいろな細かいデータをちょうだいしておりますし、その温暖化計画書策定段階でも、それぞれ個別の企業の皆さんと非常に細かい打ち合わせをし、企業が持っていらっしゃる技術的なノウハウですとか技術的な水準については、ある程度いろいろお話をしていく中で、私ども自身も見きわめをして水準をつくっておるところでございまして、さらに今後調査をしながら、最高の技術水準の中で果たしてどこまで可能かというようなことを詰めていくということで、やはり世間の皆様が納得できるような、できるだけ透明性の高いようなシステムの中で、より高い目標を設定していくという考え方をとりたいと考えております。

今回いただいたご意見の中で、特に第三者性が大事だというようなところもございました。経団連さんの自主行動計画の中でも第三者機関を設けてご議論いただいておりますけれども、私どももそれに負けないだけのスタイルといいますか、十分対外的に説明できるような仕組みを考えていくと。いわばそういう中で切磋琢磨して、それぞれの目標設定があるのかというふうに考えておりますので、必ずしも自主行動計画の流れと私どもの考えております制度設計が、入り口からぶつかる、あるいは必要ないというような話にはならないのではないかと。非常に円満といいますか、調和的にそれぞれ切磋琢磨して、同じようにCO2の削減目標にたどり着く、より高い目標にたどり着くような仕組みが可能ではないかと考えておるところでございます。

【原委員】 つまり、この大きな事業に対して、東京都の主体性がどこにあるのか、 規制する側としてのみ、自らを置いておいていいのかということを申し上げたかった わけです。特に、これはかつて議論されたことですが、東京都のごみ焼却工場があち こちにあるわけですが、この余熱利用というものも電力や温排水に転換が可能なものでありますし、全国の自治体でごく普通にそういうことが日常的に行われております。 そういう視点を東京都が除いて、このままのスタイルで行っていいのかということが 1つ非常に大きな疑問としてあったわけです。

それから、もう一つ、簡単なことですが、さっき副参事が排出権取引ということをおっしゃいましたが、そもそも東京が非常に悩むのは、一次産業が極めて乏しいところに、しかしその意味での外部消費としてあると。サービス産業は巨大な財を生産しているわけですが、そうなると、かつて前の段階の政策部会で、自動車の排ガスの問題でそういうことが大きな課題になったわけですが、例えば東京電力が今申し上げたような排ガスの再循環利用装置をどこか他の府県の電力工場でそれを導入した場合に、一種のクリーンディベロップメントメカニズム的な配慮で、例えば福島との間でトレードオフがあって、一定部分を東京都の削減分に回すというようなことは、これは制度的にちょっと論外というものでしょうか。それとも配慮していいものか。つまり、コストと効果という問題がこの場合非常に大きなテーマになっているわけですから、そういう観点から配慮してみてもいいのではないかと思ったわけです。

【神野部会長】 いかがですか、何かございますか。

【梶原企画担当部長】 開発者として、東京都が一方でやはり都市計画上、開発者たり得る局面もあるわけで、そういったところのご指摘だと思いますが、これは、例えば私どものいわゆる挑戦2の中で、できる限り新築ビルについては排出量を減らすようなビルをつくっていただくという形で取り組んでおるわけでございまして、ただ、今、原委員からご指摘のありました例えばサーマルリサイクルの問題といったような問題は、全体のCO2削減量の中で位置づけをどうするかというのは非常にまだ見えていない部分ではないか思っておるわけでございます。一方で廃棄物審議会の中でも、その辺、鋭意議論をしておる最中でございますので、そういったほかの審議会のご議論の結果もそれぞれ意識しながら、私どもも、ある意味ではリサイクルという局面で考えた場合、CO2至上主義でいいのかというような議論も一方でそういう議論がされる向きもございますので、そういったほかの分野の議論も踏まえて、あくまでもどこまで削減が可能かという視点で考えていきたいと考えておるところでございます。

それから、圏外の施設とのトレードオフですが、大変これは難しい話でございまして、ちょっとそこまで私どもまだ具体的に、そういった場合どのように考えたらいい

のかというのは、まだ明確にそこら辺のルールをきちっと整理しておらない段階でございまして、これについてもやはり各企業の実態をよく把握させていただきながら、 制度についてはご提案させていただくことになろうかと思います。

【神野部会長】 後者のコモンズの問題はよろしいですか、市場に乗っからないコモンズ。よろしいですか。総合的にという、有機的に関連づけないとというご指摘があったんですが。

【原委員】 部会長から補完質問がありましたのでどうぞ。非常に重要な制度の核心だと。

【梶原企画担当部長】 東京都として、いわゆる公的なスタンスでどうかかわっていくか。例えば削減目標に対して補助金を出すとか、あるいは税制で取り組むとか、その辺の話については、なかなか地方公共団体でできる部分というのは限界がありますので、私どもとしてはなんらかの形で、今まで制度全体のご説明の中で、例えば排出権取引ですとか、そういった若干の、制度全体といいますか、企業の行動をバックアップするような仕組みというのは考えていきたいと考えておるところでございまして、その範囲で、私どもが制度的に可能な範囲で考えていくということになろうかと思います。今の段階でちょっと申し上げられるのはこの程度でございまして、大変申しわけございません。

【神野部会長】 最初の技術革新の方も、戦略的規制というふうに言いますけれども、なぜ規制をするのかというと、そこで技術革新を起こさせるために規制をすると。規制をすれば必ずそこで新しい技術が生まれてきて、それは新しい技術によって新しい産業も、非常にクリーンにするような産業が生まれてくるというのは、通常ヨーロッパで行われている考え方ですよね。

【梶原企画担当部長】 それこそまさに森田委員のご意見のペーパーのとおりでございまして、私ども、当初基本方針の中に、経済を活性化するというキーワードを入れたのは、まさに部会長がおっしゃるそこの部分をかなり強烈に意識して、技術革新を誘発する制度をつくりたいと。東京ならそれが可能であるという自負を持って考えてきたところでございます。

【神野部会長】 コモンズも、費用負担、コストが発生するわけですが、このコストというのは市場に乗っかっているコストなので、通常、私たち都民が、あるいは国民が基本的に環境が悪化することによって社会的な費用を負担しているわけです。その

負担している費用をどうするかという話ですよね。個々の企業で負担してもらって出さないようにするのか。その企業で負担してもらっても、また必ず消費者に負担されますから、どういう負担をしていくのかということになります。それは総合的に打っていかないとまずいというご指摘だったと思いますが。

【梶原企画担当部長】 おっしゃるとおりだと思います。ですから、いわゆる制度設計上、コストがどういうふうにかかるかというところが、まさに今部会長おっしゃったように、制度設計上、単に消費者に還元するだけでいいのか、あるいはトータルの社会負担を一般の消費者にどう求めていくのか、企業がどういうふうな割合で負担していただくのかというのは、まさに費用負担論のバランス論の問題だというふうに考えております。だから、そういう意味では、先ほど最初のCのエリアのご議論の中にございましたとおり、どこまでのご負担なら許されるのかというのは、まだ内部的にその辺の限界値がどの程度なのかというのが十分詰めきれておりませんので、より実態を踏まえて、その辺は再度整理していきたいというふうに考えております。

【原田委員】 先ほども大分答えていただいた中にあった、個別事業所に、あなたはある分類に入るからこの目標原単位、目標削減率ということで、それを説得力ある形でやるんだと。温暖化計画等の打ち合わせもあるし、いろいろなノウハウがあるので、それは十分できるということだったのですが、どうもやはり資料のまとめ方を見ると、用途ごとにしてみたり類型化をしてみたりと。個別の事業所を扱うというよりは、今まで、従来やってきた平均値で扱うという考え方に思えてならないと。それでは、最終的に個別事業所のところに届かないのではないかなと。用途ごとというのは、きょう議論がありましたが、もう少し細かいやり方もあるでしょうし、機器の形態とか、そういう方で、本当にこの部分は一緒にできるけれども、同じ用途でもある部分は一緒にできないという、それぐらいのまとめ方はあるのではないかなと。ちょっとそこは、皆さんもおっしゃっていましたが、私もかなり強く感じました。

それからもう一つ、正味の省エネ分を計算するというのが委員のレポートに書いてありましたが、説明の中ではちょこちょこ出てきたし、今の経済活性化という話も出てきていますが、活動量を維持しつつCO2を削減するということをちゃんとチェックするような仕組みというか、そういうものをこの中で明示しておくべきではないかと。床面積当たりの原単位という非常にいるいるなものが含まれるものでやっているわけですから、先ほどの生産量で違うとか空室率がどうだとか、もっといるいろなこ

とが考えられるわけですよね。だから実際に事業で同じところでとって事業所で見ても、活動量の方が変わってしまっていて、単に人が減ったからCO2が減ったというようなことではまたいけないでしょうし、その辺、どこかに書いておいていただければいいかなと。

【神野部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、大塚委員、お願いできますか。

【大塚委員】 さっき原委員が指摘されたエネルギー転換部門のことですが、飯田委員のペーパーの2ページの下の方に出ていると思いますが、結局、民生、家庭がかなりCO2の排出量とかを占めていますので、もちろん産業界も多少関係しますが、エネルギー転換部門のグリーン化というのは、多分やらないと、なかなかCO2は減らないということは事実だと思います。どうするかということですけれども、これは自然エネルギー証書の調達を義務づけるとかいう話が出ていますが、これは風力とかが入ると電力が安定しないというような問題がありますのでなかなか難しいかと思いますが、ぜひ都で頑張って電力と協定を結ぶとかということをやって、このエネルギー転換部門のグリーン化というのを進めていっていただかないと、全体としてCO2を減らしていくということにはならないのではないかと思いますので、これは意見として申し上げておきます。

【神野部会長】 今のご意見に何かコメントございましたら。

【保坂副参事】 飯田先生から、また大塚先生からそういったご意見をいただきまして、都としてもこの辺のことについては検討していきたいと思っております。

【神野部会長】 坂本委員、何かございますか。実現可能性を含めて何か。

【坂本委員】 もうかなり皆さんから意見が出尽くしておりますので、私も特に変わった意見を持っているわけではございません。基本的にこういう二次側といいましょうか、消費者側のCO2対策ということに関しては、最初はこういう大きい事業所からタッチしていくということで基本的によろしいのではないかと思います。

それと、今大塚委員からもちょっと話題が出ておりましたけれども、CO2の削減と省エネルギーというか、その関係がどうしてもあいまいになりがちなのですが、エネルギーを使う側から判断すると、その辺はどうしてもしょうがないという側面がございます。ですから、エネルギーの転換とかエネルギー製造部門でまた別個にそういうクリーンエネルギー等の措置というのは、対策というのは、別個にやっていただく

ということであれば、これは建物とか事業所での省エネルギーにかなり特化したというか、目標を定めたCO2対策ということでこれを展開していただければよろしいのでは。その辺のすみ分けというか、整合性はとれるのではないかと考えます。

それから、やはりそのときに一番問題なのは、これも飯田委員のペーパーにも出ていますし、皆さんおっしゃるように、やはり削減目標を、あるいは削減可能率ですか、その辺の設定の仕方ですね。それの妥当性を一体だれが判断するのかと、だれが責任を持ってやるのかということで、一応こういう制度の中では東京都の環境局さんが個別におやりになるのだろうと思いますが、そのあたりが、どの程度その情報をディスクローズしていただけるのか、かなりエキスパート・ジャッジの側面がございますので、あるいは、口がうまい事業所があって、何だかんだ理屈をつけて、おれのところはもう省エネをやっているんだとか、こういう事情があるからなかなかできないんだとか、そういうことがごく、あまり多いとは思いませんがあると思います。そういうものに対してどういうペナルティーを科すのかとか、その辺は詳細に入ってきますからこれからご検討なさると思いますけれども、やはりその辺のところもある程度考えを、決心をしておかなくてはならないのではないかと思います。

それと、そのことに関連して、大規模なところであれば個数も限られますので、個別でそうやって削減目標を設定してその妥当性をチェックするというようなことは可能かと思いますが、やはり本当はそれだけでは不十分で、やはり数千㎡の小規模な建物なんかに対しても、やはり同じような対策をとる必要が第2弾、第3弾で必要になってくると思います。そのときに、今のような個別チェックみたいなことが可能なのかどうか。これは東京都としてはきっとだめだから、どこか第三機関をつかってやっていただくとか、何かそんなことになろうかと思いますが、その辺の全体のプランというのも少し描いておいた方がよろしいのではないかと思いました。

以上です。

【神野部会長】 ありがとうございました。

初鹿委員、何かございますでしょうか。どうぞ。

【初鹿委員】 先ほど電力の問題が二、三の委員から出ております。電力単独で見た場合、東京の電力自給率が 10%程度という中でグリーン化をどうするかという問題、これは今回の制度とどういう関係にあるのかということをかねてより注目しておりましたが、東京都の二酸化炭素は、電力だけではなく石油からもガスからも排出されて

いるわけで、トータルとしてエネルギー効率をどのように上げるかという視点で物をとらえていただきたいということです。

それから、ガス会社も同じかと思いますが、電力会社は東京都内だけで生産しているわけではありません。先ほど原委員の方からもありましたが、電力ネットワーク、福島、新潟を含めた、トータルのネットワークとして最も効率的な運用をしており、それがCO2削減にもつながるということでして、自治体の枠とネットワーク全体の枠、規模の関係をどうするかという問題を同時にとらえないと、今の問題は簡単にはいかないと考えます。そういう意味で、電力部門のグリーン化ということにだけ焦点が絞られた意見になるのはいかがなものかと思います。

【神野部会長】 どうぞ。

【平井委員】 冒頭、部会長から、きょうはこの検討作業を今後、更にどう進めていくかについて意見交換をしたいというお話があったかと思いますが、それに関連して私の意見を述べさせていただきます。

私は、この審議会が削減の数値基準の細かいレベル的な是非を議論する場ではないことはもちろん存じております。しかし、新たに導入する枠組みが対象の事業者や事業所にとって受け入れ可能なものになるためには、いろいろコスト負担が軽くなるということが強調され、繰り返し表現されておりますけれども、本当に受け入れ可能かどうかについて、どの程度のコスト負担になるのかが、イメージできる程度の具体的な内容が必要なのではないかと思っております。

本日が、そういう意味では秋のまとめの作業に入る前の実質的な中身の議論の最後の機会であり、ある程度具体的なイメージがつかめる資料内容になっているのかなという期待があったのですが、今日の資料を見る限り、あまりそこいらが鮮明になっているという感じはしません。言葉として過大な負担を避けるということがあり、実際の削減目標を決めるうえで、業務について類型化を図り、工場については個別設定だということになっておりますが、こうした表現だけでは対象となる事業者や事業所にとって、どの程度の負担になるのか、なかなか見えてこないということもございます。産業界を代表する立場からしますと、この中身で大筋の方向はよしということは皆さんのご意見で出ておりますが、大筋の方向よしということだけで制度の枠組みの核心的な数値部分の決めを事務当局に白紙委任する形で、我々として終わりにしていいのかなと懸念に思っております。

その意味から、冒頭に部会長がおっしゃったことに絡むのですが、もし可能なら、皆さん方からこういうことも考えられるのではないかというご指摘もいろいろございましたし、事務当局からもっと実態調査等を広く行って、その結果を踏まえてフォローすべきこともあるという回答もあったように思いますので、それらを踏まえ、もう一度、例えばまとめの作業に入る前に、実行案の是非を議論する機会を持っていただければと思います。仮にそれがスケジュール的に難しいということなら、秋口のまとめの作業の場に、事務当局から、ある程度具体的なイメージが見えるような資料を提出いただき、それをもとに議論する時間を用意いただければと要望いたします。

【神野部会長】 ありがとうございました。

事務局の方、何かありますか。基本的には、多分中間とりまとめというか、ここでいいますと制度の骨子だけになりますので、今おっしゃったような具体的な個別の問題、どこまで中間とりまとめで書き込むかという問題があるわけですね。ただ、おっしゃるとおり、とはいえ枠組みとか骨組みも、具体的なものがないと、イメージがわいてこないと、骨組みや枠組みだけだといっても、それはいわば行ったり来たりの問題だろうということはありますので、今後の進め方はちょっと別としても、イメージとしては私どもそういうイメージで中間とりまとめを個々にかなり具体的に入り込んで書くというイメージではないですよね。事務局の方から。

【保坂副参事】 答申をしていただく内容としては、やはりあくまでも設定の考え方をまとめていただくという考えでございます。ですから、個々の数値云々については、 その考え方に基づいて私どもが設定していくという考え方でございます。

【神野部会長】 とはいえ、そのイメージがわかないと、というようなこともあるかと思いますので、ただ、それは具体的にこの後、各産業界の方とも意見を交換させていただくというようなことを通じながら、少し煮詰めてはいきたいというふうには思っております。

【伊藤委員】 今まで皆さんの言われたこととほとんど同じですが、業務部門、産業部門、いろいろ用途別で分けて削減目標を出すことはいいと思いますが、家庭部門に対して対象外ってあること、これは挑戦3でやられるということなので、今回は挑戦1、2のこと。そこで、挑戦1、2、3あわせて東京都はこれだけ頑張ってCO2削減を目指していること、挑戦1、2はこれだけ事業・産業部門に取り組もうとしているのだということをわかるように、なるべく先ほどから言われているように透明性、

そして一般の者にもわかるような形で明確に今後中間とりまとめに向けてお願いしたいと思います。そして、一般の者もこのように東京都が頑張っているということがわかれば、先ほどから言っているコスト負担、費用負担が消費者、利用者にどれだけかかってくるかわかりませんが、ある程度理解できていれば、都民一丸となってCO2削減に向かって進めると思います。そういう意味でも一般の人にもわかりやすい形での公表をお願いしたいと思います。

あと、削減について、例えばとてもよく取り組んだ企業を評価できるような仕組みがあったりして、受け入れやすいような形を何か工夫していただけるとよいということを一言つけ加えさせていただきます。

【神野部会長】 ありがとうございます。

今のご質問、ちょっとすみません、詳しく言えばよかったんですが、挑戦 1 が大規模事業所で、 2 が新築、挑戦 3 が家庭になっていまして、挑戦 3 は今回......

【伊藤委員】 じゃないですね。

【神野部会長】 はい、申しわけありません。その上で今のご意見、いかがでしょう。

【保坂副参事】 都民の皆様にはわかりやすいように、透明性を持った形でもっているいるご説明していくということは、これは今後とも肝に銘じてやっていきたいと思っております。今のご意見、こちらでも常に考えていきたいと思っております。

【神野部会長】 確認ですが、先ほど原委員からもお話がありましたように、これはコモンズの問題ですから、社会的な費用を負担するのは、最終的には都民なわけですよね、環境の悪化によって。産業界・経済界からはご意見をお伺いいたしますけれども、都民から特別に公聴会的なことをこの審議会は設けておりませんが、インターネット、その他で都民は言えることになっているんでしょうか、この問題に関して。

【保坂副参事】 今度、中間のまとめをしてからパブリックコメントをいただくことになっております。現時点においても資料はホームページで公開しておりまして、都民の皆様にそれを見ていただくという形はとってございます。実際、ご意見をいただくのはパブリックコメントの時期にいただくことになります。

【神野部会長】 これは目に見えない社会的な費用負担だけではなくて、目に見える 負担に転嫁する場合、幾らでもあるんですね。例えば、豊島に産業廃棄物をある企業 が捨てたわけです。それに伴う損害賠償の 350 億円というのは、企業は払う能力はあ りませんので、国と県が負担するわけですよね。そうすると、国民の税金を使い、県 民が税金でもって負担していく。破壊された環境は、現実に租税として負担していくわけです。そのときに、豊島の住民の人たちは、弁護士さんは中坊さんですが、「私たちのやっていることは、これはエゴと違いますか」と言っても、中坊さんが言うときには、「それはあなたたちが出したごみではないでしょう、ここにあるのは」と。「これはみんなで都会や何かから出したごみがここへ来ているんでしょう」という、つまり、環境というのはコモンズなんですよね。最終的に負担する場合は、税として負担するということもあり得るので、都民の意見も、可能な限り意見を述べる機会を設けておいていただければと思います。

ほか、いかがでございますか。

【小早川委員】 単純な直感ですけれども、規制の制度をつくる場合に、その制度の中で幾ら精密にしようと思っても、やはり限度があって、規制の仕組みというのは、むしろ税制をつくったり税率を決めたりするみたいな話とちょっと似ていて、民主的な手続で決めるものは決める。でも、その前提としては、やはり簡素であることが必要だと思うんです。分かりやすいということの言いかえかもしれませんが、規制そのものが単純な仕組み、あまり細かいいろいろな要素を入れ込まない方がいいのではないかと。それで耐えがたい結果が出る部分は、そこは別の手段でもって補う。経済的手法もあると思います。そういうものを組み合わせていくべきではないかという気がいたします。規制については、やはり権力の行使なので、簡素であってかつ透明であるということが、第三者機関も含めて必要なのではないかと思います。

【西堤委員】 意見ではなくて確認ですが、先ほど平井委員からもう一度再審みたいなのを開いてはどうかというのがあったのですが、私もこの飯田委員とかの意見書を見ますと、割と今まで出てきていなかったような話も出てきていると思うんです。もう一回ぐらい開いて、飯田委員の口から直接お話を伺いたいなというような気持ちもありますが、事務局としてもう一度開くというのはいかがですか。

【神野部会長】 これから今のは申し上げますが、一応この辺でこの議題を打ち切らせていただいて、次回以降の進め方になりますが、もう一度ぐらい議論をさせていただこうとは思っておりますが、その場合に、イメージからいって中間とりまとめ案みたいなものを出しておいて、つまり、中間とりまとめ案を出して1回で決めてしまうという方がいいのか、ちょっとイメージがずれてしまうと、非常に細かい点に、つまりこう言ってはあれですが、森を議論して木を見ないとやはり森も見えないのですが、

最終的に森を出すのに木の方の部分であまり時間を費やしてもということもございますし、また、木の方が見えていないということもあるので、ちょっと事務局と相談しますが、もう1回こういう形でもって、これよりももうちょっと煮詰めた案で次の段階、ステップを出して皆様方に議論していただくという方法をとるか、あるいは、その後、中間とりまとめを1回で決めてしまうか。逆に中間とりまとめの原案みたいなものを出して、そこで今みたいな議論を含めてやってもらって、その中間とりまとめ案をむしろ修正していくという方向がいいのか、考えさせていただいて、もう1回ぐらい議論を開かせていただくということで、ご異論がなければそういうことでまとめさせていただきたいと思いますが。事務局の方はそれでよろしいですか。

【山内企画調整課長】 今部会長の方からお話がありましたとおり、今後の日程ということになりますが、もう1回部会を開催するということでご予定をしたいと思っているんですが、進め方については、再度部会長とご相談の上ということでやらせていただきたいと思います。

【神野部会長】 それでは、一応審議の方はこれで打ち切らさせていただきまして、次に、ここでの議論をいわゆる総会ですね、環境審議会の総会の方に報告をしておかなければなりませんので、環境審議会の総会に対して、簡単な審議経過を企画政策部会として報告をしたいと思います。総会の方は7月30日の午前10時に開催される予定でございまして、今回の審議内容を少し修正させていただくというようなことはあり得るべしということで、一応報告内容については、お手元にいっているかと思いますが、1枚のペーパーでございますけれども、本日の審議経過については別途書き加えますが、それでご報告をさせていただくということでよろしいでしょうか。一応の経過報告でございますので。

それでは、ご了解いただいたということで、報告については事務局から行っていた だくようにお願いをいたしておきます。

事務局の方から追加で何かございましたら、お願いいたします。

【山内企画調整課長】 先ほどのご説明の繰り返しになりますが、第6回の部会と以前にお話がありました懇談会の日程ですが、これは各委員様のご都合を伺った上で決定いたしたいと思っていますが、懇談会、特に第6回部会は、総会に図る資料の中にも今後の予定ということで日程を書いておりますが、9月から 10 月の上旬といった時期で考えております。懇談会も部会長からお話がありましたとおり、審議会とは別

の非公式な集まりとして開催したいと思っておりますので、詳細につきましては、第 6回部会、それから懇談会につきまして、事務局から別途ご連絡させていただくということでよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

【神野部会長】 そのほか何かございませんでしたら、これで終了させていただきます。

それでは、以上で本日の議事はすべて終了いたしました。皆様方、ご協力ありがと うございました。これをもちまして企画政策部会を閉会させていただきます。どうも ありがとうございました。

午前11時54分 閉会